

薬生食輸発0808第1号
令和元年8月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イタリア産ピスタチオナッツ加工品のアフラトキシン)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号(最終改正:令和元年8月2日付け薬生食輸発0802第1号)にて通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、イタリア産ピスタチオナッツ加工品からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1の全輸出国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ	米国産にあっては米国の項によること。	総アフラトキシン(アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和)	別表2によること。ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、貨物1コンテナ分(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注2)	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ	イタリア産及び米 国産にあ っては各 々の項に よること。	総アフラト キシン（ア フラトキシ ンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和）	別表2によること。 ただしイラン産殻付き ピスタチオナッツにつ いては、貨物1コンテナ 分(20feet)を1ロット とし、1ロットを8分割 した後、各分割の全て の容器包装から検体を 採取することとし、1分 割あたり5kg（可食部） 採取したものを検体（合 計8検体）とすること。 （注2）	平成23年8月16 日付け食安発0 816第2号「総 アフラトキシ ンの試験法に ついて」によ ること。	総アフラトキシ ンが10μg/kgを 超えて付着して いるおそれがあ るため。

に改め、

2. 別添1のイタリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオ ナッツ及び その加工品 （ピスタチ オナッツを 30%以上含 有するもの に限る。）		総アフラト キシン（ア フラトキシ ンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和）	別表2によること。	平成23年8月16 日付け食安発0 816第2号「総 アフラトキシ ンの試験法に ついて」によ ること。	総アフラトキシ ンが10μg/kgを 超えて付着又は 含有しているお それがあるた め。

を追加する。